

第2次大津市地域公共交通計画（案）に対する パブリックコメントの結果等について

1. パブリックコメントの結果

(1) パブリックコメントの実施概要

案件名	第2次大津市地域公共交通計画(案)
意見募集期間	令和7年12月24日～令和8年1月12日 【20日間】
意見の提出方法	持参・郵送・メール・FAX
意見数	18名(60件)

(2) パブリックコメントの内訳について（※重複あり）

- 今後の取組の参考とさせていただくもの・・・・・・・・・・・・・・・・ 26件
 - 例 ・鉄道、路線バス、乗合タクシー等に係る具体的な施策案
 - －運行便数の増便、鉄道駅へのホーム可動柵設置、自動運転への支援、バスパックの発売、運行エリアの拡大 など
- ご質問やご感想、案以外へのご意見・・・・・・・・・・・・・・・・ 48件
 - 例 ・地域公共交通の維持・確保のための取組体制・支援体制の整備
 - ・用語解説 など

2. 第2次計画の修正について

(1) 第2次計画の主な変更点（変更点を赤字で表記）

該当箇所	修正前	修正後
<p>P. 7 2.本市の地域公共交通に係る現況と課題 2.2地域特性の把握 (3)路線バス交通</p>	<p>(3) 路線バス交通 路線バスの利用者数の推移は長期的に減少傾向にあり、2024年（令和6年）の路線バスの利用者数は、1日当たり約2.2万人となっています。 実車走行キロ当たりの利用者数はコロナ禍により2020年（令和2年）に落ち込みましたが、その後の減便等の対応により、コロナ禍以上の水準まで増加しています。</p>	<p>(3) 路線バス交通 路線バスの利用者数の推移は長期的に減少傾向にあり、2024年（令和6年）の路線バスの利用者数は、1日当たり約2.2万人となっています。 実車走行キロ当たりの利用者数はコロナ禍により2020年（令和2年）に落ち込みましたが、その後の減便等の対応により、コロナ禍以前を上回り、年々増加しています。</p>
<p>P. 16 2.本市の地域公共交通に係る現況と課題 2.6地域公共交通の課題等（2-4交通事業者の状況）</p>	<ul style="list-style-type: none">・燃料費、人件費、車両費等の高騰により経営環境が悪化・運転手、整備士の不足及び高齢化により事業継続や路線維持が困難・事業に対する経済的な支援、人材の確保に向けた支援、まちづくりの推進等を行政に期待	<ul style="list-style-type: none">・燃料費、人件費、車両費等の高騰により経営環境が悪化・運転手、整備士の不足及び高齢化により事業継続や路線維持が困難・事業に対する経済的な支援、人材の確保に向けた支援、まちづくりの推進等を行政に期待・「路線バスに今乗らないと将来はなくなる」という周知啓発

2. 第2次計画の修正について

(1) 第2次計画の主な変更点（変更点を赤字で表記）

該当箇所	修正前	修正後
<p>P.19 3.基本方針と目標</p>	<p>第2次計画の策定のポイント等を踏まえ、次の2つの基本方針を設定します。</p>	<p>3.2で示した地域公共交通の目標像がその役割を果たすために、2.6地域公共交通の課題等で整理しました第2次計画の策定のポイント等を踏まえ、地域公共交通の活性化及び再生に向けた取組の基本方針を設定します。</p> <p>基本方針1では、地域公共交通の維持・確保を位置付け、大量輸送機能を有する鉄道や路線バスの維持、地域の主体的な交通課題の解決に向けた体制づくり等を定めています。</p> <p>基本方針2では、地域公共交通の利用促進・利便性向上を位置付け、地域住民が将来に向けて自ら地域公共交通を利用して守っていくという意識の醸成や誰もが利用しやすい交通環境の整備を定めています。</p>

2. 第2次計画の修正について

(1) 第2次計画の主な変更点（変更点を赤字で表記）

該当箇所	修正前	修正後
P. 22 3. 基本方針と目標	*1:住基人口(算出年度の3月31日時点)、駅・停留所(路線バス・デマンドタクシー)位置を用いて算出。鉄道駅(JR、京阪電車、坂本ケーブル)から800m、バス停から300m、デマンドタクシー停留所から300mをカバーエリアとする。	*1:住基人口(算出年度の3月31日時点)、駅・停留所(路線バス・デマンドタクシー)位置を用いて算出。 都市構造の評価に関するハンドブック(国土交通省都市局都市計画課)をもとに 、鉄道駅(JR、京阪電車、坂本ケーブル)から 半径800m 、バス停から 半径300m 、デマンドタクシー停留所から 半径300m をカバーエリアとする。

2. 第2次計画の修正について

(1) 第2次計画の主な変更点（変更点を赤字で表記）

該当箇所	修正前	修正後																																																																																																																								
<p>P. 29 4. 目標を達成するための 施策</p>	<p>なし</p>	<table border="1"> <tr> <td>基本方針</td> <td colspan="7">1 地域公共交通の維持・確保</td> </tr> <tr> <td>施策</td> <td colspan="7">1-5 地域公共交通の維持・確保のための取組体制・支援体制の整備</td> </tr> <tr> <td>施策の概要・ねらい</td> <td colspan="7">地域が一体となって地域公共交通を支えていく機運を醸成し、関係者の役割を明確にしたうえで、協働によって施策を継続的に進めていく仕組みを、地域ごとに構築します。</td> </tr> <tr> <td>取組(例)</td> <td colspan="7"></td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="7"> 継続 ① 地域公共交通について関係者が協議する場の構築 ・地域が主体的に地域公共交通の課題に取り組み、今後の対応を検討・協議する場の立ち上げや運営の支援、情報提供を行います。 </td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="7"> 継続 ② 地域主体の取組に対する検討サポート ・要望がある地域に対して、地域の方々が集う会合などに行政職員等を派遣し、地域公共交通に関する出前講座等を開催します。 </td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="7">実施主体（◎：実施主体、○：支援・連携・協力・利用）</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td colspan="3">交通事業者</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>大津市</td> <td>国・県</td> <td>鉄道</td> <td>バス</td> <td>タクシー</td> <td>地域住民</td> <td>その他</td> </tr> <tr> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>◎</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>◎</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="7">スケジュール</td> </tr> <tr> <td></td> <td>取組内容</td> <td>2026年 (令和8年)</td> <td>2027年 (令和9年)</td> <td>2028年 (令和10年)</td> <td>2029年 (令和11年)</td> <td>2030年 (令和12年)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>①</td> <td colspan="5">地域組織の立ち上げ・運営支援</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>②</td> <td colspan="5">地域の要望に応じた出前講座の実施</td> <td></td> </tr> </table>	基本方針	1 地域公共交通の維持・確保							施策	1-5 地域公共交通の維持・確保のための取組体制・支援体制の整備							施策の概要・ねらい	地域が一体となって地域公共交通を支えていく機運を醸成し、関係者の役割を明確にしたうえで、協働によって施策を継続的に進めていく仕組みを、地域ごとに構築します。							取組(例)									継続 ① 地域公共交通について関係者が協議する場の構築 ・地域が主体的に地域公共交通の課題に取り組み、今後の対応を検討・協議する場の立ち上げや運営の支援、情報提供を行います。								継続 ② 地域主体の取組に対する検討サポート ・要望がある地域に対して、地域の方々が集う会合などに行政職員等を派遣し、地域公共交通に関する出前講座等を開催します。								実施主体（◎：実施主体、○：支援・連携・協力・利用）										交通事業者						大津市	国・県	鉄道	バス	タクシー	地域住民	その他		○		○	○	○	◎			◎		○	○	○	○			スケジュール								取組内容	2026年 (令和8年)	2027年 (令和9年)	2028年 (令和10年)	2029年 (令和11年)	2030年 (令和12年)			①	地域組織の立ち上げ・運営支援							②	地域の要望に応じた出前講座の実施					
基本方針	1 地域公共交通の維持・確保																																																																																																																									
施策	1-5 地域公共交通の維持・確保のための取組体制・支援体制の整備																																																																																																																									
施策の概要・ねらい	地域が一体となって地域公共交通を支えていく機運を醸成し、関係者の役割を明確にしたうえで、協働によって施策を継続的に進めていく仕組みを、地域ごとに構築します。																																																																																																																									
取組(例)																																																																																																																										
	継続 ① 地域公共交通について関係者が協議する場の構築 ・地域が主体的に地域公共交通の課題に取り組み、今後の対応を検討・協議する場の立ち上げや運営の支援、情報提供を行います。																																																																																																																									
	継続 ② 地域主体の取組に対する検討サポート ・要望がある地域に対して、地域の方々が集う会合などに行政職員等を派遣し、地域公共交通に関する出前講座等を開催します。																																																																																																																									
	実施主体（◎：実施主体、○：支援・連携・協力・利用）																																																																																																																									
			交通事業者																																																																																																																							
	大津市	国・県	鉄道	バス	タクシー	地域住民	その他																																																																																																																			
	○		○	○	○	◎																																																																																																																				
	◎		○	○	○	○																																																																																																																				
	スケジュール																																																																																																																									
	取組内容	2026年 (令和8年)	2027年 (令和9年)	2028年 (令和10年)	2029年 (令和11年)	2030年 (令和12年)																																																																																																																				
	①	地域組織の立ち上げ・運営支援																																																																																																																								
	②	地域の要望に応じた出前講座の実施																																																																																																																								